

発言通告に従い、一問一答で質問いたします。

1. 個人情報保護(2点)

(1)マイナンバー制度について

1点目はマイナンバー制度についてです。

本年10月岸田首相は、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一体化させると表明しました。同カードと健康保険証の強引な一本化は、法律上「任意」とされているカード取得を義務化するものです。

マイナンバーカードの普及がこんなに進まないのは、国民が必要としていないからに他なりません。カードの普及が進まないことから、政府は「マイナポイント」という形で、莫大な血税をバラまいていますが、本年9月末時点のマイナンバーカード交付率は全人口の49%、昨年10月に運用開始した「マイナ保険証」の利用者は、いまだ全人口の約2割です。

デジタル庁が8月から9月に行ったアンケート調査によれば、マイナ保険証を申し込まない主な理由は「メリット・必要性を感じない」29%、「手続きが面倒」19.4%、情報流出が怖い」14.7%などとなっています。

政府は、マイナ保険証から個人情報は流出しないと説明していますが、近年、大手の企業や金融機関などのシステム障害、情報漏洩のトラブルは後を絶たず、先般、個人情報保護委員会はマイナンバーの情報漏えいや紛失などのトラブルは、2021年度までの5年間で少なくとも3万5千人分あったことを報告しています。また、政府系金融機関の顧客情報や行政所有の個人情報が外部提供されるというルール違反も明らかになっています。直近のトラブルとしては10月末、大阪急性期・総合医療センターがサイバー攻撃を受け、診療が停止するという深刻な事態も起こっており、システムは2か月経過した現在でも完全復旧しておらず、年明け以降になると言われています。全国保険医団体連合会が行った調査では、「オンライン資格確認システム」を導入した医療機関のうち41%で、カードの読み取り機が起動しないなどのトラブルが発生しており、混乱が起きている実態が浮かび上がっています。

マイナンバーを拙速に導入しても、トラブルが生じた際の対応や対策は示されておらず、デジタル化の脆弱性や情報漏えい対策が不十分なまま、「重大な事態」が生じています。

マイナンバーによって、どんな情報がどのように把握され、情報がどう守られるのか、あるいは情報が流出したことを知ることができるのかも全く分かりません。極めて個人的な疾病や既往症が紐づけされることに不安を持つのは当然です。

国民からも、医療現場からも反対の声が上がっているカードの義務化は、任意とされている個人の権利と、個人情報保護の基本的原則に反するものであり、マイナ保険証導入の中止

を国に強く求めるべきです。マイナンバーカードを常に持ち歩くことへの懸念も強く、カードを作りたくないという個人の意向を尊重すべきと考えます。そこでお聞きします。

①マイナンバーカードの取得は、あくまで「任意」を原則にすべきと考えます。本市の見解を求めます。

(2)個人情報の提供について

2点目は、自衛官募集の情報提供についてお聞きします。

2019年(平成31年)第1回定例会において、自衛官募集に関する名簿の提供について質問いたしました。これは、新規自衛官適齢者の個人宅に自衛官募集の案内を届けるため、自治体が所有する住民基本台帳の個人情報(氏名、住所、生年月日、性別の4情報)を提出させるものです。

かねてから自治体が行う自衛官募集事務に、わが党は予算・決算でも反対をしていますが、これまで閲覧にとどめていた情報提供が、本年度は紙媒体で提出されました。

今回の情報提供については、大分市個人情報保護審査会への答申を求め、外部提供「可」との判断を仰いだことは確認しました。手続き上の経過は踏まえたということですが、こうした個人情報を「格別の配慮」で提供することについて、市民には周知すらされていません。

名簿提供については、令和3年2月5日付で防衛省人事教育局人材育成課長から各都道府県市区町村担当部長あてで提出は問題ない旨の文書が出され、更には、令和3年2月24日付けで防衛大臣から、また令和3年4月23日付けで自衛隊大分地方協力本部長から、それぞれ市長あての文書で、「格別の配慮」や「紙媒体、電子媒体での提出」を求める「依頼」が行われています。しかし、これらはあくまで「協力依頼」であり、提出の「義務」はありません。自治体が所有する個人情報については自治体が主体的に責任を持つものであって、個人の意向を無視して閲覧や提出を行うことは、基本的人権に関わる問題であり、憲法違反だと考えます。その上、本人に確認もないまま住民基本台帳の情報を紙媒体などで情報提供するなど言語道断です。そこで質問します。

②自衛官募集事務について、住民基本台帳の情報提供は「閲覧」も含め行うべきではありません。見解を求めます。

提供の根拠として、自衛隊法や自衛隊法施行令が引き合いに出され、住民基本台帳法上、特に問題はないとの文書で念押しされていますが、あくまで認められているのは「閲覧」であって、紙媒体などで提供することは定められていません。個人情報の提出については、当然、本市の個人情報に対する認識が問われます。そこでお聞きします。

③今回行った紙媒体、また電子媒体での提供は止めるべきです。見解を求めます。

④今後、こうした住民基本台帳の情報提供については、本人の意思を最大限尊重し、段階を踏むのが最低限のルールです。提出を希望しない市民は名簿から削除できる除外申請を受けべきです。見解を求めます。

2. 環境問題

(1)ばいじん対策

次に、日本製鉄の降下ばいじん対策について質問します。

降下ばいじん量の管理目標値について、わが党はこれまで長年にわたり、目標値の引き下げを求めてまいりました。「ばいじん公害をなくす会大分」の皆さんと共に、日本製鉄への要請や要望も繰り返し行いながら、ばいじん対策の強化を求め続けています。こうした要望も受け、工場においてはこれまで、集じん設備の更新や粉じん漏れ対策の増強など、確かに継続的な対策が行われています。しかし、日常生活において「真っ黒、ザラザラ」が著しく減ったという状況ではありません。生活環境の改善のために、更なる対策の強化と数値の見直しは待ったなしです。

市・県及び日本製鉄の3者で締結する公害防止協定では、現在、細目協定の管理目標値は月1平方キロ当たり6トンと設定されていますが、この数値は「ほとんど上回らない数値」であって、降下ばいじんを「更に減らしていく」という数値とは思えません。

そんな中、本年10月26日、日本共産党議員団が行った大分県への新年度予算要望協議の場で、この管理目標値について「企業・大分県・大分市の3者で、過去数年分のばいじん量データを確認し、管理目標値の見直しを検討している」旨の答弁が出されました。一刻も早く目標値を引下げ、ばいじん対策を目に見える形でも市民に示すべきだと考えます。そこでお聞きします。

⑤降下ばいじんの管理目標値の引き下げについて、検討した詳細をお示してください。

3. 職員の処遇について

(1)会計年度任用職員の処遇改善について(2点)

次に、会計年度任用職員の処遇改善について質問します。

非正規職員の処遇改善については、報酬や働き方などこれまでも繰り返し改善を求めて参りました。この間、総務省からも会計年度任用職員については「適正な運用」等について通知が出されており、自治体の迅速な対応が求められています。

昨年的人事院勧告で正規職員の給与が引き下げられた際、本市では会計年度任用職員の報酬引き下げは行っておらず、この点は評価されるものだと思います。しかしながら、有期の不安定雇用であることに変わりはなく、将来にわたり希望がもてる働き方とは決して言えません。手当などを含めても年間の報酬は、資格職でも250万円を上回ることはほとんどなく、

正規職員と同様の業務をこなしていても年数に応じて賃金が継続的に増えるわけでもありません。不安定な雇用形態でも、経験を重ねスキルアップすることが労働意欲に反映されるよう制度の改善が求められます。

現在、国においては、会計年度任用職員の勤勉手当の支給が前向きに議論されており、その動向が注目されています。今後、法改正などには一定の時間を要するかとは思いますが、この議論の進捗に沿って備えるべきです。勤務実態が適正に反映され、職員がモチベーションを維持できるよう体制を整えておくべきです。そこでお聞きします。

⑥会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、国の法改正に迅速に対応すべきと考えます。見解を求めます。

今年度、大分市の正規職員数は3,380人ですが、これに対し会計年度任用職員は合計1,757人にのぼり、会計年度の非正規職員が市の業務の根底を支えている実態は明らかです。職種によっては、正規職員よりも現場の状況や過去の経過を熟知し、業務のスキルを継承しているとも耳にします。勤務時間が制限され、中途半端に勤務を切りあげたり、必要な業務を時間外に行うことが黙認されたりしないよう、実際の職務量に対する適正な勤務時間の設定を常に見直して頂きたいと思えます。特に、専門的業務を担う資格職や、対面での関わりを要する相談支援業務などは、経年による積み重ねが職務内容にも深く関わり、重ねたスキルを継続して活かせる対応が求められます。

現在、大分市においては、会計年度任用職員の更新は4回が上限とされていますが、5年の満了をもって、これらの専門性やスキルが継続されないのは、大きな損失であり、市の円滑な業務運営に支障をきたし、住民サービスの後退にもつながりかねません。そこでお聞きします。

⑦更新4回の上限については、本人の希望や業務の内容なども踏まえ、柔軟な対応が求められると考えます。見解を求めます。

4. いじめ・虐待防止対策について

(1) 情報受け入れ体制について(2点)

次に、いじめ・児童虐待防止対策についてです。

本年第2回定例会で、保育・幼児教育、また学校現場における、子どもへの虐待や性被害などに対する相談体制の整備について質問しましたが、直近でも、学校や幼児・保育施設での深刻な問題が度々取り上げられており、子どもの人権を守る取り組みの強化が求められます。先般の質問では、特に表面化しにくい案件に対して、相談しやすい窓口体制を求めましたが、こうした事案を事前に食い止めるための踏み込んだ対策も必要です。

虐待などについての相談体制は子ども家庭支援センターを中心に多くの窓口がありますが、

内容やジャンルが細かく分かれすぎていて、時に「情報提供機能」としては躊躇することも懸念されます。近年の傾向から、電話や窓口で一報を入れることはハードルが高く感じられることもありえることから、メールや SNS などで情報提供を受けるのも一考かと思います。

子どもを守る全国的な取り組みのひとつに法務省が行う「子どもの人権110番」という呼びかけがありますが、「子どもの心と体に重大な傷を残す案件」を早期に発見し、抑止力の一助ともなるよう、大分市版「子どものSOS」として整備し、周知を進めてはどうか。そこでお聞きします。

⑧子どもすこやか部と教育委員会で連携できる包括的な情報提供の体制整備について、見解を求めます。

先ほど申し上げた「子どもの心と体に重大な傷を残す案件」について、情報の取り扱いをお聞きします。

この間、裁判所において「特別保存」とされている資料が廃棄されている事案が複数確認され問題となりました。裁判所の記録は保存規定に基づいて保存されるものですが、市に寄せられた情報や、学校などで起こった問題、聞き取りを行った事案や重大な事故などの記録は、後年、何らかの重要な参考資料、あるいは手掛かりになることが考えられます。現在、大分市の文書規定では30年保存が上限となっていますが、被害を受けた当事者にとっては一生の問題になることも考えられることから、こうした記録やデータは機械的に廃棄すべきではないと考えます。子どもすこやか部については、様々な情報や資料は保存されていることを確認しましたので、教育委員会にお聞きします。

⑨いじめ・体罰・重大事故など、子どもの人権や、心と体に重大な傷を残す案件に関する資料について、現在5年保存とされている期間を見直し、当面、上限の30年に延長すべきと考えます。見解を求めます。

5. 教育問題(3点)

(1)学力テストについて

1点目は、学校現場で行われる学力テストの問題についてです。

学力テストの実施については、「100万円奨励金問題」や、「教員の人事評価、報酬との連動問題」、「回答誘導の“指差し”問題」等など、これまでも多くの問題が明らかになり、弊害が指摘されてきました。

今年10月には富山県の教職員組合の調査で、今年4月に国が実施した「全国学力・学習状況調査(以下、学力テスト)」について、「何らかの形で事前練習を実施した」との回答が富山県内47%と、約半数の学校で行われていたことが明らかになりました。「4月は学習内容が多く、事前練習に割く時間はもったいない」との指摘もあり、「本来の学習時間の不

足につながっている」との回答が24%、「学級・学年運営に支障が出る」が22%など、具体的な問題点も複数明らかになっています。

同じころ、NHKが「全国学力テスト」の問題について報じ、全国学力テストの結果ではトップクラスの石川県の現役小学校教員が取材に応じ、過度な「事前対策」を行っていることを語っています。教員によれば、多くの学校が授業時間を削り、テスト直前には教科書を使わず、過去の問題を繰り返し解かせるといった「事前対策」を行っており、「授業が遅れた分は、学力テストのあとに、2、3時間分の内容を1時間にまとめて教える」などと述べています。番組では、事前対策を行っている9つの県の中に、大分県も含まれていました。

新型コロナの影響でも授業時間が減り、消毒などの実務負担も増えている中、学力テストにかかる負担は今まで以上に重くなっていることが考えられます。

学力テストの目的もあいまいで、「前日に問題を確認する」「テスト時間を延長した」などのルール違反も複数生じており、テスト結果にも疑義が生じています。何のための学力テストなのか、今一度問い直すべきだと考えます。

全国版は中3と小6、大分県が中2と小5、そして、大分市が中1と小4を対象に実施していますが、基礎学力をしっかりと習得すべき時期に、テスト練習に追われるのでは本末転倒です。国、県に対して中止を求めるよう要望しておきます。それでは教育委員会にお聞きします。

⑩大分市が実施する学力テストについては、中止すべきと考えます。見解を求めます。

(2)図書館サービスについて

2点目は、図書館サービスについてです。

日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」は、「図書館」の果たすべき基本的方針が掲げられています。この宣言の冒頭、「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。」と書かれ、多くの公共図書館も、この方針に沿って運営されています。法的な強制力があるわけではありませんが、宣言で掲げられている使命を果たすことが、まさに憲法が保障する「知る権利」を保障することに直結します。

大分市における公共図書館は、ホルトホール内の本館と、コンパルホール内の分館がその役割を担っていますが、生活圏内に身近な地区公民館や市民行政センターにも図書室が設置されています。市民にとっては、図書館であろうが、図書室であろうが、そこは公の施設であることに変わりなく、社会教育や生涯学習を推進するためにも、本館・分館と連携し、本来の図書館サービスを果たす責任があると考えます。

ところが先般、ある図書室で、大変残念な話を耳にしました。小学生がカウンターの職員に（図書館）司書の仕事について聞いた所、「(自分は)司書ではないので分からない」と答

え、また別の日には、高校生がカウンターの職員にオーストラリアの遊びの本はないか聞いた所、書架を見回した後、「ありません」と返答されたそうです。

求められたのは、図書館業務の重要な柱ともいえる「レファレンスサービス」です。たとえ「図書室」であっても、公共図書館の窓口として対応すべきだと考えます。そこでお聞きします。

⑪市民行政センターや地区公民館の図書室での貸し出し業務以外の図書館サービスの提供について、見解をお聞かせください。

(3)学校図書館について

国においてはデジタル化を推進し、近年、学校現場での情報に関する学びは、タブレット端末を利用した検索やプログラミングが中心となっているかと思いますが、学校図書館は読書体験のみならず、「しらべ学習」などを通して、レファレンスをはじめとした本来の図書館サービス全般を知る第一歩となります。ネット検索を「しらべ学習」の唯一の手段とすることなく、本来の「しらべ学習」について知る機会を確保し、ぜひ、図書館が果たす意義や役割を学ぶ機会を確保して頂きたいと思います。

さて、学校図書館支援員については、すでに何度も専任配置を求めてきました。専任の学校は4日、兼任の学校では2日、図書館に担当の支援員がいて、子どもたちを迎えています。子どもたちに声をかけ、本との橋渡しをし、時に個別の居場所として受け入れ、教科で必要な蔵書を揃えたり、本を整備したりと、限られた時間で図書館サービスを行っています。ところが、学校規模によってそのサービスが、4日の学校と2日の学校という格差があり、不公平な状況が放置されたままです。こうした教育環境の格差が、なぜずっと容認されたままで良いのか全く理解できません。新年度からは、すべての学校で同じ対応ができるようにすべきです。そこでお聞きします。

⑫図書館支援員の全校配置について見解を求めます。